

# 豚熱発生時の防疫措置について (選択的殺処分)

---

令和 8 年 5 月 19 日

豚熱発生時の防疫措置に係る全国説明会

**農 林 水 産 省**

消費・安全局 動物衛生課

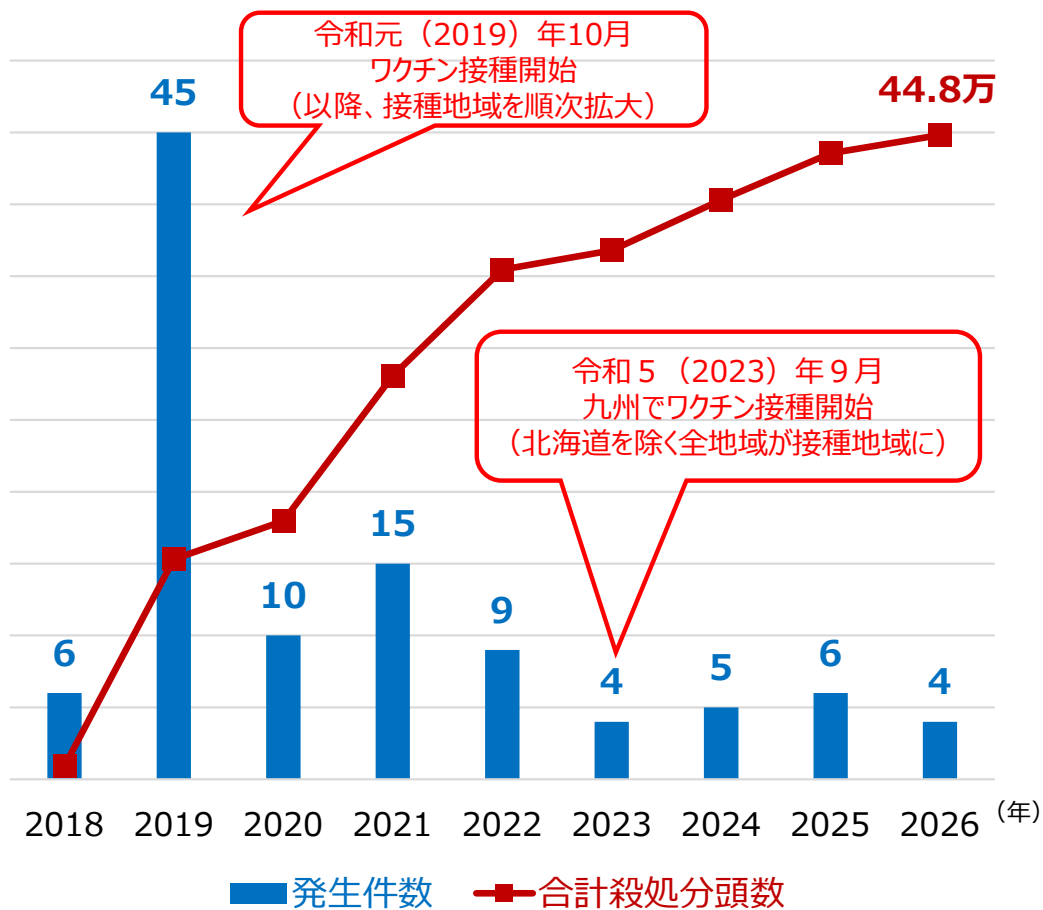
1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. その他・まとめ

- 1. 選択的殺処分とは**
2. 発生時の防疫措置について
3. 監視プログラムについて
4. その他・まとめ

# 豚熱の発生状況

- 平成30年9月9日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計104事例発生**。  
これまでに **約44.8万頭を殺処分**。
- **令和元年10月のワクチン接種開始以降、発生は散発的**となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

## 発生状況の推移



## 2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目(群馬県15例目)  
：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目(静岡県初発)  
：約2,200頭殺処分※
- 4/10 国内103例目(宮崎県初発)  
：約5,500頭殺処分
- 5/5 国内104例目(静岡県2例目)  
：約2,930頭殺処分

(※関連農場の対象頭数を含む)

## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律について

- 5月15日、国会において、改正法案の審議が終了し、成立。
- 選択的殺処分に係る規定は、**本日（19日）、公布とともに施行**（効力を発揮）
- 全頭殺処分をやめて選択的殺処分を導入するため、**ワクチン接種区域における豚熱の疑似患畜**について、第16条の対象であったものを**第17条の対象**とした。

### 家畜伝染病予防法（抜粋）

第16条 次に掲げる家畜（注）の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、**直ちに当該家畜を殺さなければならない。**

（注） 豚熱の患畜・疑似患畜（ワクチン非接種区域：北海道）が該当。

第17条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため**必要があるとき**は、次に掲げる家畜（注）の所有者に、期限を定めて当該家畜を**殺すべき旨を命じることができる。**

（注） 豚熱の疑似患畜（ワクチン接種区域：北海道以外の都府県）が該当。

# なぜ選択的殺処分を導入するのか①

## 背景

- 豚熱は、伝播力が非常に強い疾病であり、**現場におけるワクチンの効果が正確に判明していない中、まん延防止に万全を期す必要。**

(全頭殺処分は、発生農場を直ちに清浄化できる、極めて有効なまん延防止措置)



- ・ 発生農場の**経営に与える影響**
- ・ **防疫措置に係る人的・精神的・財政的負担**

- また、野生イノシシにおける感染地域を踏まえると、**清浄化に向けた先行きは見通しにくい。**



発生農家への**経営への影響**や**防疫措置に係る負担を軽減**しつつ、**まん延防止の徹底と両立**できないかという観点から、殺処分の範囲を見直すため、農林水産省は、感染実験で得られたデータと併せ、**ワクチン接種農場における発生事例のデータを分析。**

### ワクチン接種農場における発生事例から得られた知見

ワクチンを接種している農場での発生事例について、リアルタイムPCRを活用してウイルス浸潤状況等のデータを分析。

その結果、

**適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は、殺処分しなくとも感染拡大リスクにならない**  
との**専門家の結論**を得た。

**殺処分しない豚の中に症状を示さない感染豚がいたら感染拡大するのでは??**

⇒ 動物衛生研究部門が実施した感染実験の結果から、症状を示さない豚の体内から**ウイルス遺伝子がごくわずかに検出される例はあるものの、他の豚にウイルスを伝播するリスクはない**ことが明らかとなった。

# 選択的殺処分とは


## 定義

- 他の農場への**伝播リスク**となり得る、**まん延防止に必要な豚の殺処分**

加えて、

- 畜舎等の**消毒**によるウイルスの除去
- ワクチン**免疫を付与された豚の監視**（移動制限 + 報告徴求）

により、**一定期間で農場の清浄化を図る**ことがパッケージ。

( 全頭殺処分は直ちに農場の清浄化を図るもの)

## 注意点

- ・ 法に基づく殺処分は、**疾病のまん延防止（他の農場への損害防止）のために実施。**
- ・ 私人の財産を毀損するものであり、殺処分の範囲は限定的にするべき。
- ・ 発生農場のためだけに実施するものではない。

 発生農場が**自らの経営判断で殺すべき豚を選択することはできない。**

## 殺処分の範囲（基本的な考え方）

- 殺処分の範囲は、**県が国と協議の上、決定**（家畜防疫員だけの判断ではない）。

### 基本的な考え方

感染の有無にかかわらず、**他の農場への伝播リスクとなり得る豚を殺処分**。

#### ① ワクチン免疫が成立していない豚

- ・ ワクチン**未接種**の豚
- ・ 接種後**20日を経過**していない豚
- ・ **発育不良**に陥っている豚

（農場における同様の日齢の豚と比して体重や体高の増加が明らかに遅れている豚など）

#### ② 既に感染している豚

豚熱感染を疑う症状がみられ、PCR陽性となった豚

#### ③ その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚

（畜房単位・畜舎単位での殺処分を想定）

## 例外的な対応が必要な場合

### 1. 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

（選択的殺処分は適切なワクチン接種が前提）

⇒繁殖豚を含む**全ての豚**を殺処分。

### 2. 感染が限局していない場合

（患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒繁殖豚を除く**全ての豚**を殺処分。

### 3. 監視プログラム適用期間中に複数回続発した場合

（新規発生の後、複数回続発）

⇒繁殖豚を除く**全ての豚**を殺処分。

（同一の農場において、3回発生した場合が該当。）

## 殺処分範囲（発生後に新しく生まれる子豚）

- 基本的に繁殖豚は殺処分対象外となり、**患畜確認後も子豚が順次出生。**

### 患畜確認後に新たに生まれる子豚の取扱い

- **防疫措置完了**（殺処分、死体等の処理及び**3回目**の畜舎等の消毒が全て完了）  
までは、農場内にウイルスが存在する可能性が高い。  
⇒**生まれたばかりの子豚はワクチンによる免疫がないため、殺処分対象。**
- あらかじめ、**人工流産**によりこれらの子豚を処理することも可能。  
（手当金の交付対象）
- **防疫措置完了後は、殺処分の対象とはしない。**
  - ・ 新たに生まれた子豚
  - ・ もともと飼養されている豚のうち殺処分しなかった豚（繁殖豚を除く。）との**隔離を徹底し、両者を監視。**

1. 選択的殺処分とは
- 2. 発生時の防疫措置について**
3. 監視プログラムについて
4. その他・まとめ

## 防疫措置の実施に当たっての基本的な考え方

- 防疫措置：殺処分、死体・汚染物品の処理、畜舎等の消毒
- 全頭殺処分と異なり、**飼養を継続する豚がいる中で防疫措置を行う**ことに留意。
- **飼養を継続する豚と防疫措置の動線の交差汚染防止を徹底する必要。**
  - ⇒動員人数：最も効率よく防疫措置が実施できる人数  
**（迅速性よりも、交差汚染防止対策を優先。）**
  - 防疫措置の実施時間：飼養管理の時間を最小限としつつ、飼養管理を行わない時間に防疫措置を実施するなどの工夫が必要。
- 従前どおり、**農場が自ら防疫措置を実施できない場合には、都道府県が実施。**

## 防疫措置について（拡散状況確認検査）

- **殺処分**の範囲を決定するため、患畜確認後、基本的に全ての飼養豚を対象に拡散状況確認検査を実施。
- 各畜舎に**立ち入るに当たり、交差汚染防止対策を徹底**する必要。

### 拡散状況確認検査の内容

- **臨床検査**：**全ての飼養豚**（既に殺処分対象とした豚を除く。）  
⇒発育不良豚は確認した時点で殺処分対象とする。
- **血液検査、ELISA検査、PCR検査**：  
臨床検査で**豚熱感染が疑われる症状が確認された豚全頭**  
⇒PCR陽性となった豚は疑似患畜として殺処分対象とする。
- **臨床検査で異状が確認されない、又はPCR検査陰性で、**  
拡散状況確認検査陰性と判断し、**陰性豚は疑似患畜から除外**。

## ポイント

- 殺処分は**最大3段階**で実施。
  - ① 検査を実施せず殺処分するもの（ワクチン未接種・接種後20日未経過）
  - ② 検査後殺処分するもの（症状+PCR陽性、発育不良）
  - ③ 患畜確認後新たに生まれる子豚
  
- **殺処分の期限（目安）**  
患畜が確認された日から**約1週間**（頭数が多い場合、**300頭/日が目安**）
  
- 死体処理の手法は、従前のとおり（**埋却又は焼却**）
  
- 汚染物品には、**患畜及び殺処分された豚由来**の排せつ物や飼料・敷料等が該当。  
（**全ての排せつ物や飼料等を処理する必要はない。**）
  
- 汚染物品は、**埋却、焼却又は消毒**により処理。

## 防疫措置について（畜舎等の消毒・ワクチンの緊急接種）

- 従前どおり、**1週間間隔**で少なくとも**3回以上**実施。
- **患畜や殺処分した豚が所在していた畜房は空房にして消毒**を徹底。
- 新たに生まれる子豚が飼養される**分娩舎や離乳舎は空舎にして消毒**を徹底。

### ポイント

- 続発防止のため、環境中のウイルスを消毒の徹底により除去。
- 空房又は空舎にするため、繁殖豚や殺処分対象から除外された豚は、
  - ① **隔離豚舎等に移動**させるか、
  - ② 「まん延防止のために殺処分が必要な豚」として**あらかじめ殺処分**する必要。
- **殺処分や死体等の処理、畜舎等の消毒（3回目）が全て完了した時点で、防疫措置の完了**となる。

### ワクチンの緊急接種

- 殺処分を除外された一部の豚について、**万が一ウイルスに暴露した時であっても発症予防ができるよう、緊急的にワクチン接種を実施。**

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫対応について
- 3. 監視プログラムについて**
4. その他・まとめ

# 監視プログラムについて（概要）

- 殺処分を除外された豚は、**基本、感染を拡げるおそれはない**が、以下により監視。
  - ① **移動制限**による農場間伝播の防止
  - ② **万が一の続発を直ちに摘発できるように、報告徴求**
- **続発した場合、再度防疫措置**を行い、**監視プログラムを適用し直す**こととなる。

## 概要

- **移動制限**
  - ・ 制限期間：**約3か月**（状況に応じ**1か月程度に短縮可能**）
  - ・ 制限の対象：生きた豚等、精液等、死体、排せつ物、敷料、飼料等
  - ・ 制限の対象外：**豚に臨床上異状がないこと等を条件に**、以下が可能。
    - ① 出荷適期の豚の**と畜場出荷**
    - ② 子豚の**肥育農場への移動**
    - ③ やむを得ない場合に限り、精液等の**物品の移動**

（このほか、外部から監視プログラム適用農場に豚、精液、飼料等の導入が可能。）
- **毎日の報告徴求**
- **監視期間中に飼養豚が豚熱感染を疑う症状を呈し、PCR陽性となった場合には続発となり、再度防疫措置を行うとともに、改めて監視プログラムを適用し直す。**

## 監視プログラムについて（制限の対象外①：と畜場への出荷）

- **防疫措置の完了後、临床上異状が認められない場合**、都道府県は、動物衛生課と協議の上、出荷適期を迎えた豚を**と畜場に出荷**することが可能。
- 出荷に当たっては、**と畜場において、交差汚染防止対策等が徹底**される必要。

### 出荷の条件

#### <出荷元農場>

- **防疫措置が完了**していること
- 出荷する豚は**出荷適期を迎えた以降のもの**であること
- 出荷前日の臨床症状を家畜保健衛生所に報告し、**出荷の許可を得ている**こと

#### <と畜場>

- 車両消毒設備の整備と車両出入り時の消毒の徹底
- 衛生マニュアルの策定及び適切な実施
- 原則、**監視プログラム適用農場からの豚の受入れ専用日時を設定**  
（と畜場の所在する県の家畜衛生部局にも事前連絡）

そもそも、**症状のない豚は感染を拡げるおそれがない**（科学的知見）。健康観察の徹底やと畜場での交差汚染防止対策により**ウイルスの拡散防止は可能**。

 **発生農場というだけで搬入を拒んではならない（風評防止）**

## 監視プログラムについて（制限の対象外②：肥育農場への子豚の移動）

- **防疫措置の完了後、临床上異状が認められない場合、都道府県は、動物衛生課と協議の上、肥育農場に子豚を移動させることが可能。**
- この場合、受入れ側の農場も移動元農場と併せて監視プログラムを適用する。

### 移動の条件

#### <移動元農場>

- **防疫措置が完了**していること
- 移動させようとする豚は**原則としてワクチン接種後20日以上経過**していること
- 移動前日の臨床症状を家畜保健衛生所に報告し、**出荷の許可を得ている**こと

#### <移動先農場>

- **原則として、ワクチン接種後20日を経過していない豚が飼養されていない**こと
- 豚の受入れ後、**移動元農場と併せて監視プログラムを適用**すること  
(移動先農場の所在する県の家畜衛生部局にも事前連絡)

## 監視プログラムについて（制限の対象外③：精液・死体等の移動・豚の導入）

- 区分管理されている精液等は、**PCR検査で陰性の場合、他の農場に移動可能。**
- やむを得ない場合には、死体や堆肥等を他の施設に移動させることが可能。
- 防疫措置の完了後、臨床上異状が認められない場合、接種後20日以上経過した**豚等の物品を導入可能。**

### 精液等の移動の条件

- 精液等が適切に区分管理されていること
- **移動日から遡って3日以内に由来豚又は精液がPCR検査で陰性**

### 死体等の移動の条件

- **飼養豚に異状が認められないこと**  
(移動日などに臨床上異状がないことを家保に報告し、移動の許可を得ていること)
- **講じ得る措置を全て実施しても**なお、死体や堆肥等を移動させなければ**豚の飼養の継続が困難**であること
- 移動先の施設等において**交差汚染防止対策が適切に講じられていること**

### 導入の条件

- **防疫措置が完了**していること
- 導入する豚について、**ワクチン接種後20日以上経過**していること

## 監視プログラムについて（報告徴求）

- 万が一の続発に備え、**毎日の報告徴求**を実施。
- **続発を防ぐためには、飼養衛生管理の改善・再徹底が極めて重要。**
- 特に、飼養衛生管理基準の**不遵守事項は速やかに改善**する必要。

### 報告すべき事項

- **異状の有無**
- **死亡豚の頭数、死亡豚と同居する豚の臨床症状**
- **流死産した子豚、異常産をした繁殖豚（母豚）の頭数**  
等

### ポイント

- 発生農場であることを踏まえ、**飼養衛生管理基準の不遵守事項の早期改善等、続発防止対策を積極的に講じる**よう指導することが重要。
- 管理獣医師等の協力も得ながら、**必要に応じ農場に定期的に立入検査を受けたり、飼養衛生管理の水準を高めたり、異常の有無の確認を受けたりすることが重要。**
- **飼養衛生管理の徹底等により、続発するリスクを低減**することが重要。
- **第三者の指導**を受け、飼養衛生管理基準の**不遵守事項の早期改善**や、**衛生管理の水準向上**に努めること。

## 監視プログラムについて（解除）

- 制限期間終了予定日の2日前以降に、農場の清浄性を確認するため、監視プログラム解除検査を実施（内容は、拡散状況確認検査と同じ）

### 監視プログラム解除検査の内容

- **臨床検査**：全ての飼養豚
- **血液検査、ELISA検査、PCR検査**：  
臨床検査で**豚熱感染を疑う症状が確認された豚全頭**  
⇒PCR陽性となった豚は疑似患畜として殺処分対象とする（続発扱い）
- **全ての豚**について、
  - ① **臨床検査で異状が確認されない**  
又は
  - ② **PCR検査陰性**が確認されれば、**制限期間終了とともに、監視プログラムを解除。**

1. 選択的殺処分とは
2. 発生時の防疫対応について
3. 監視プログラムについて
- 4. その他・まとめ**

## その他（手当金等）

- **選択的殺処分導入後の豚熱の疑似患畜**に対しては、特別手当金（1/5）は交付されず、**手当金（4/5）のみ交付**。

### 特別手当金が交付されない理由

- **豚熱の疑似患畜は、特別手当金の交付対象外**。
- 口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のように、
  - ① **特に病原性や伝播力の高い疾病の防疫措置として、必ず全頭殺処分**される
  - ② 十分な効果が期待できる**ワクチン**など、まん延防止のための有効策がない疾病の疑似患畜でなければ、特別手当金は交付できない。
- **命令に基づき人工流産を実施する場合、手当金の交付対象**。

# その他（Q&A等の参考資料について）

- 生産者等、畜産関係者の理解を広く醸成するため、豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（Q&A）を作成。適宜参照されたい。

## 豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（抜粋）

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（Ver1.0） ←  
令和8年5月19日作成 ←

【目次】 ←

1. 総論 .....	7 ←
1-1 □ 選択的殺処分とは何か。 .....	7 ←
1-2 □ 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、全頭殺処分を選択することができるのか。 .....	7 ←
1-3 □ なぜ選択的殺処分の導入を検討したのか。 .....	8 ←
1-4 □ 何を根拠に選択的殺処分の導入することとしたのか。 .....	8 ←
1-5 □ 今までの全頭殺処分による対応は誤りだったのか。 .....	9 ←
1-6 □ ワクチンが非常に有効ということであれば、生産農場にとって負担が大きいの、飼養衛生管理の徹底にはそこまで注力しなくてよいということか。 →	9 ←
1-7 □ 全頭殺処分をやめるということは、豚熱の清浄化を諦めたということか。 →	10 ←
1-8 □ 選択的殺処分を導入して本当に大丈夫なのか。他の農場等にウイルスが伝播してしまうのではないのか。 .....	10 ←
1-9 □ 殺処分の対象から除外された豚等の中に、症状を示していない感染した豚等が存在する可能性があるが、全頭遺伝子検出検査（PCR検査）を実施して摘発しなくてよいのか。 .....	11 ←
1-10 □ 発生農場としては監視プログラム適用中であるためと畜場の出荷が可	

1. 総論 ←

1-1 □ 選択的殺処分とは何か。 ←

(答) ←

1 □ 令和8年5月の家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の改正により、ワクチン接種区域に所在する農場で飼養される豚熱の疑似患畜は、それまでの全頭と殺から、「まん延を防止するため」殺処分が必要と考えられる場合に限定して都道府県知事が殺処分命令を行ったもののみ殺処分されること（選択的殺処分）に変わりました。 ←

2 □ 選択的殺処分では、他の農場への伝播リスクとなり得る豚等（飼養豚及び飼養イノシシをいいます。以下同じ。）を選択的に殺処分し、畜舎等の消毒によりウイルスを除去するとともに、殺処分の対象とならず、引き続き飼養される豚等について、一定期間のリスク管理措置（監視プログラム）により管理し、その期間で農場の清浄化を図ることとなります。 ←

1-2 □ 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、全頭殺処分を選択することができるのか。 ←

(答) ←

- <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

## その他（ブロック別説明会）

- より丁寧の説明・周知を図るため、今後約1か月程度かけて、  
**ブロックごとの説明会を開催。**

### ブロック別説明会の開催予定

日程	地区	対象都道府県	会場所在地
5/25（月）	関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	東京都（農水省）
5/29（金）	九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	熊本県（熊本市）
6/2（火）	東北	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	宮城県（仙台市）
6/5（金）	東海	静岡県・岐阜県・愛知県・三重県	愛知県（名古屋市）
6/9（火）	近畿	滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県	京都府（京都市）
6/12（金）	中四国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県	岡山県（岡山市）
6/15（月）	北陸	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県	石川県（金沢市）

- 選択的殺処分を的確に実施するためには、都道府県や生産者が、その運用を正しく理解するとともに、管内関係者とも連携しながら、事前の準備をしっかりと行うこと重要。

例：症状のない豚は基本、感染を拡げるおそれが無い

⇒だから出荷も可能

(と畜場を介して他の農場等へ伝播するリスクは高くない)

- 選択的殺処分が導入されても、適時・適切なワクチン接種や飼養衛生管理の徹底によるウイルスの侵入防止が、引き続き重要。

選択的殺処分が導入された後も、豚熱対策は、引き続き、  
①適時・適切なワクチン接種と②飼養衛生管理の徹底の両輪による対策が重要。